

安全



安心

JAL不当解雇撤回ニュース

No251号 2012.02.20
発行:JAL解雇撤回国民共闘事務局
連絡先:航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田5-11-4
フェニックスビル内
TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.com>

2月7日 乗員控訴審 第2回口頭弁論

法廷に響き渡る原告の意見陳述

2月7日、前日のみぞれ混じりの天候が嘘のように晴れ上がりました。JAL不当解雇撤回乗員裁判が開かれる東京高裁前には、200名を超える支援者が集まり、開廷に先立ちビラの配布や街頭宣伝を行いました。



【写真】入廷するパイロットの原告団、前列左より2人目が意見陳述をした飯田副団長

原判決のままから一転し反論すると会社

14時30分、JAL乗員整理解雇事件の第2回口頭弁論が101号法廷において始まりました。法廷では、準備書面の陳述と意見書の提出を行いました。裁判長から意見を求められた被控訴人の日本航空は、前回の口頭弁論で原判決のまま、控訴人の訴えを棄却するよう主張していたにも関わらず、今回は反論の準備に2か月を要するとして、姿勢を変化させました。このことが何を意味するのかは、現時点では明確ではありませんが注目すべきことと言えます。

パイロット控訴審
第3回 口頭弁論
5月23日 14時30分
101号法廷

活動家狙い撃ちの解雇で人生が一変 その被害は甚大

飯田乗員原告副団長が意見陳述

つづいて、控訴人の飯田副団長が意見陳述を行いました。陳述では、この控訴審において訴えたいのは、そもそも必要のない解雇であり、労使の信頼を崩して安全運航に影響を及ぼしている、さらに物を言う労働組合の活動家を狙い撃ちにした指名解雇は不当労働行為であったことを述べました。さらに、突然に職を奪われることが、いかに残忍な行為であるかということと、その被害は甚大であり人生を大きく変えられてしまったことを切実に訴えると、傍聴者からは、自然に拍手が沸き起こりました。裁判長から次回の期日は5月23日、14時30分と言い渡され閉廷しました。